# 企画競争説明書

令和6年度最先端GaN基板を利用した半導体 技術の導入促進に関する市場規模調査・技術 紹介等委託業務

環境省

令和6年度最先端GaN基板を利用した半導体技術の導入促進に関する市場規模調査・技術紹 介等委託業務に係る企画書募集要領

#### 1 総則

令和6年度最先端GaN基板を利用した半導体技術の導入促進に関する市場規模調査・技術紹介等委託業務に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

# 2 業務内容

本業務の内容は、別添「令和6年度最先端GaN基板を利用した半導体技術の導入促進に関する市場規模調査・技術紹介等委託業務に係る業務の概要及び企画書作成事項」のとおりとする。

### 3 予算額

業務の予算総額は、9,800万円(消費税及び地方消費税額を含む。)以内とする。

# 4 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、 被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条 中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中でないこと。
- (4) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「調査・研究」において、企画書等の提出期限までに「A」、「B」、「C」又は「D」級に格付されている者であること。
- (5) 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- 5 企画競争に係る説明会の開催 実施しない。
- 6 企画書募集に関する質問の受付及び回答

この企画競争説明書、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い、別記様式1 による書面を提出すること。

(1) 提出先

地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 東京都千代田区霞が関1-2-2 (中央合同庁舎第5号館3階) TEL:03-5521-8339

(2) 提出方法

原則電子メール (chikyu-jigyo@env.go.jp)、困難な場合は、持参にて受け付ける。なお、電子メールで提出した場合には、環境省に提出した旨を連絡すること。

(3) 受付期限

令和6年7月4日(木)17時(持参の場合は12時~13時を除く。)

(4)回答

令和6年7月5日(金)17時までに環境省ホームページの「調達情報」>「入札等情報」 >委託業務「企画競争(役務)」>「本件」の「公示」の下段に掲載する。

- 7 企画書等の提出書類、提出期限等
- (1) 提出書類(別添1)

- ① 企画書(添付資料を含めて綴じ込んだ1式)
- ② 経費内訳書

令和6年度最先端GaN基板を利用した半導体技術の導入促進に関する市場規模調査・技術紹介等委託業務を実施するために必要な経費のすべての額(消費税及び地方消費税額を含む。)を記載した内訳書

- ③ 提出者の概要(会社概要等)が分かる資料
- (2) 提出期限
  - ① 提出期限

令和6年7月16日(火) 17時

- ② 企画書等の作成に関する問合せ先
  - 6 (1) に同じ
- (3) 書面による提出の場合
  - ① 提出部数
    - ア (1)① 5部
    - イ (1)② 5部
    - ウ (1)③ 2部
  - ② 提出方法

持参又は郵送(提出期限必着)による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達の記録が残る方法に限る。

- ③ 提出場所
  - 6 (1) に同じ
- (4) 電子による提出の場合
  - ① 提出方法

電子ファイル(PDF形式)により、電子メール※1で送信、又はDVD-ROM等に保存して持参又は郵送※2で提出すること。電子メールで提出した場合には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認すること。

- ※1 電子メール1通のデータ上限は7MB(必要に応じ分割すること)
- ※2 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。
- ② 提出場所

電子メールの場合: chikyu-jigyo@env.go.jp DVD-ROM 等の持参又は郵送の場合:6(1)に同じ

- (5) 提出に当たっての注意事項
  - ア 企画書等の提出にあわせて、令和04・05・06年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)の審査結果通知書の写しを提出すること。
  - イ 持参する場合の受付時間は、平日の 10 時から 17 時まで(12 時~13 時は除く) とする。
  - ウ 郵送する場合は、封書の表に「令和6年度最先端GaN基板を利用した半導体技術の導入促進に関する市場規模調査・技術紹介等委託業務に係る企画書等在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった企画書等は、無効とする。
  - エ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行う ことはできない。また、返還も行わない。
  - オ 1者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべて を無効とする。
  - カ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。
  - キ 虚偽の記載をした企画書等は、無効にするとともに、提出者に対して指名停止 を行うことがある。
  - ク 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- ケ 提出された企画書等は、環境省において、企画書等の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。企画競争の結果、契約相手になった者が提出した企画書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報(個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等)を除いて開示される場合がある。
- コ 企画書等において提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者の間の共同事業実施協定書等の提出を求めることがある。

# 8 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る(資格要件に係る提出書類及び)企画書等については、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上、提出すること。また、提出書類に誓約事項に誓約する旨を明記すること。

9 企画提案会の開催 実施しない。

### 10 審査の実施

- (1)審査は、「令和6年度最先端GaN基板を利用した半導体技術の導入促進に関する市場 規模調査・技術紹介等委託業務の企画書審査の手順」(別添2)及び「令和6年度最 先端GaN基板を利用した半導体技術の導入促進に関する市場規模調査・技術紹介等委託 業務に係る企画書等審査基準及び採点表」(別添3)に基づき、提出された企画書等 について行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画書等を提出した1者を選定し、契 約候補者とする。
- (2)審査結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

#### 11 契約の締結

企画競争の結果、契約候補者として選定されたとしても、会計法令に基づく契約手続 の完了までは、環境省との契約関係を生ずるものではない。

支出負担行為担当官である環境省地球環境局長は、契約候補者から見積書を徴取し、 予定価格の制限の範囲内であることを確認し、契約を締結する(参考の契約書(案)を 参照)。

#### ◎添付資料

(別紙) 暴力団排除に関する誓約事項

(別添1) 企画書等の提出について

(別添2) 企画書審査の手順

(別添3) 企画書等審査基準及び採点表

(別添4) 業務の概要及び企画書作成事項

(参考) 契約書(案)

# 質問書

₩ 34 P	令和6年度最先端GaN基板を利用した半導体技術の導入促進に関する
業務名	市場規模調査・技術紹介等委託業務
会 社 名	
住所	
担当者	部署名: 氏名:
担当者連絡先	TEL:
15日日 建裕元	E-mail:

質問事項

# 暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について、企画書等の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。)。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
- (1) 契約の相手方として不適当な者
  - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
  - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している とき
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
  - ア 暴力的な要求行為を行う者
  - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
  - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
  - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
  - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
- 3. 再受任者等(再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。) が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、 発注元の契約担当官等へ報告を行います。

令和 年 月 日

環境省地球環境局長 殿

所 在 地 商号又は名称 代表者役職・氏名

令和6年度最先端GaN基板を利用した半導体技術の導入促進に関する市場規模調査・技術 紹介等委託業務に係る企画書等の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。なお、企画書等の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- 1 企画書
- 2 経費内訳書
- 3 会社概要等

担当者等連絡先

部署名:

責任者名:

担当者名:

T E L:

E-mail:

令和6年度最先端GaN基板を利用した半導体技術の導入促進に関する市場規模調査・技術 紹介等委託業務の企画書審査の手順

# 1 企画書審査委員会による審査

地球局内に設置する「令和6年度最先端GaN基板を利用した半導体技術の導入促進に関する市場規模調査・技術紹介等委託業務に係る企画書審査委員会」(委員は下記のとおり。以下「企画書審査委員会」という。)において、提出された企画書等の内容について、審査を行う。

# 企画書審査委員会の構成

# 委員長 地球環境局総務課長

委 員 地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室長

地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 室長補佐 (総括担当)

地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 室長補佐(事業担当)

\*委員長及び委員は、出席が困難な場合は、同じ課(室)の者を代理として出席させることができる。

# 2 企画書等の審査方法

(1) 「令和6年度最先端GaN基板を利用した半導体技術の導入促進に関する市場規模調査・技術紹介等委託業務に係る企画書等審査基準及び採点表」(別添3)に基づき、委員ごとに採点する。

【採点基準】	5点満点	10点満点	15点満点
• 秀	5 点	$\times$ 2	$\times 3$
• 優	4点		
・良	3点		
・準良	2点		
• <b>可</b>	1点		
<ul><li>不可</li></ul>	0 点		

- (2) (1) の採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を契約候補者とする。
- (3) 平均点が同点の場合、次の基準で契約候補者を選定する。
  - ① 「秀」の数が多い者を契約候補者とする。
  - ② 「秀」の数が同数の場合は、「優」の数が多い者を契約候補者とする。
  - ③ 「優」の数も同数の場合は、「良」の数が多い者を契約候補者とする。
  - ④ 「良」の数も同数の場合は、委員の多数決により契約候補者を選定する。
- 3 契約委員会による契約候補者の確定

企画書審査委員会は、選定した契約候補者名及び審査経過を大臣官房会計課長へ報告 し、同会計課長を委員長とする契約委員会において契約候補者を確定する。

# (別添3)

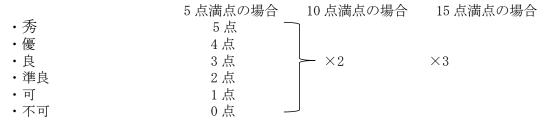
# 令和6年度最先端 GaN 基板を利用した半導体技術の導入促進に関する市場規模調査・技術紹介等 委託業務に関する企画書等審査基準及び採点表

A == # 14 - 1 == 1	<i>⇔+-</i>	7-5 1-1 VIII-	酉己	点	採点
企画書作成項目	審査項目	審査基準		小計	
業務に対する理解度 (様式A)	業務内容に対する理解度	本業務に対する専門的知見の有無と理解度について評価する。	5	5	
業務実施方法等の提 案 (様式B)	業務の骨子(1)について	パワー半導体の現状と課題の整理、将来の国内外の市場規模の推計等の実施方法が具体的に提案され、実現可能性があるかについて評価する。	5	40	
	業務の骨子(2)について	市場規模推計を踏まえた主要プレーヤーの動向把握・ 取りまとめの内容や方法が具体的に提案され、実現可 能性があるかについて評価する。	5		
	業務の骨子(3)について	業務の骨子(1)~(2)の調査を踏まえ、GaN on GaN 半導体の社会実装・普及展開に関する工程案の作成手法が具体的に提案され、実現可能性があるか、また、関係者の理解を得られる効果的な工程案を作成できる蓋然性が高いと認められるかについて評価する。	10		
	業務の骨子(4)について	業務の骨子(1)~(3)の調査を踏まえ、GaN on GaN 半導体の社会実装・普及展開に向けた方策案の検討方 法が環境省 GaN 事業に加えて必要と考えられる観点、 将来のCO2 排出量削減効果の推計及びGaN on GaN 半導 体のサプライチェーン事の生産規模、見込まれる投資 額や投資効果等の項目から具体的に提案され、実現可 能性があるかについて評価する。	15		
	業務の骨子(5)について	GaN on GaN 半導体の計画的な技術紹介等の実施について、その内容や方法が具体的に提案され、実現可能性があるかについて評価する。	5		
業務実施フロー (様式C)	業務遂行の確実性	業務が無理なく実施できるかどうかについて評価する。	10	10	
業務実施体制 (様式D-1、D-2)		事業統括者に関して、業務実績、本事業実施に関係する能力及び温暖化に対する認識・理解が十分であるか、 また、効果的に事業を実施するための能力を有する者 が担当者として確保されているかについて評価する。	5	20	
	業務の内容ごとの業務従事者の 配置、役割分担等	業務体制について、役割や責任を明確化し、責任者の 能力及び実働人員の確保、実際に動かしていくための 現実的な体制が示されているかについて評価する。	5		
		GaN の技術に精通した事業者と GaN on GaN 半導体の技術紹介等に精通した事業者が、内容の検討や事業の実施に当たって十分な連携体制を確保することとされているか、また、連携を図った上で必要な機密情報の適切な保全措置を講ずることとしているかについて評価する。	10		
業務実績 (様式E)		左記業務実績が1件以上あれば可(1点)とし、以降 は件数や業務概要に応じて加点する。類似業務とは、 気候変動対策技術に係る普及啓発、コンテンツ制作に 関する業務とする。	5	5	
組織のカーボンニュー トラル実現に向けた取 組状況 (様式F)		・ュートラル達成など、設定している温室効果ガスの排出 デコ活応援団への参画及びデコ活宣言の実施の有無、デ こと。	5	5	
組織の環境マネジメ ントシステム認証取 得等の状況	事業者の経営における主たる事業 ション 21、エコステージ、エコ・ 者による環境マネジメントシステ	5	5		

(様式G)	認証期間中であること。 又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を 受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設 置、運営等していること。			
フ・バランス等の推	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用推進法」という。)に基づく認定等(プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定等)の有無。ただし、企画書提出時点において認定期間中であること。 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。  〇女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし認定・えるぼし認定等)・プラチナえるぼし(※1) 5点・えるぼし3段階目(※2) 4点・えるぼし3段階目(※2) 3点・えるぼし1段階目(※2) 2点・行動計画(※3) 1点 ※1 女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 ※3 常時雇用する労働者の数が1人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。	5	5	
	<ul> <li>○次世代法に基づく認定(プラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定)・プラチナくるみん認定 4点・くるみん認定(新基準※4) 3点・くるみん認定(旧基準※5) 2点・トライくるみん認定 2点・トライくるみん認定 2点※4 新くるみん認定(改正後認定基準(令和4年4月1日施行)により認定)※5 旧くるみん認定(改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定)</li> <li>○若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定) 4点</li> </ul>			
見積価格・積算内訳 (経費内訳書)	提案内容に対する価格及び積算内訳の妥当性を評価する。	5	5	
	合計		100	

- 注) 1. 企画書等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の提案を行う場合、業務 における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、 そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。 2. 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格の1/2以上である場合は、不適
  - 切として、選定対象としないことがある。

# 【採点基準】



令和6年度最先端 GaN 基板を利用した半導体技術の導入促進に関する市場規模調査・技術 紹介等委託業務の概要及び企画書作成事項

### 1. 業務の目的

2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする脱炭素社会の実現や、2030年度温室効果ガス削減目標である2013年度比46%削減の達成、50%の高みを目指す取組は、持続可能な社会を構築するための取組であり、この実現に向けて、環境省は、様々な最先端技術の技術開発実証、社会実装に向けた取組を推進している。

特に、脱炭素社会の実現に向けては、より一層の省エネルギー対策、エネルギー消費量の削減を行う必要があり、電力を使う製品には、ほぼ全てに活用されているパワー半導体の省エネ・高効率化を目的に、窒化ガリウム (GaN) 基板を使用した最先端半導体 (GaN on GaN 半導体) とそれを活用した省エネ設備・製品・システムの開発に取組み、平成26年度から「GaN 技術による脱炭素社会・ライフスタイル先導イノベーション事業」を、令和2年度からは「革新的な省 CO2 実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化事業」を実施している。

本業務は、「GaN 技術による脱炭素社会・ライフスタイル先導イノベーション事業」及び「革新的な省 CO2 実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化事業」(以下「環境省 GaN 事業」という。)の成果を踏まえ、GaN on GaN 半導体を活用した製品の普及により見込まれる市場規模や普及に必要な開発技術動向等に関する最新情報等についての調査・分析、それらを踏まえた社会実装・普及展開に関する方策案等の検討、環境省 GaN 事業等の取組状況等に関する情報発信等を行うことを目的とする。

# 2. 業務の骨子

業務の実施に当たっては、環境省の目的・意図及び既存の情報をよく理解した上で行うこと。本業務に関する環境省担当官との打合せを適宜実施し、内容を協議の上で実施すること。

また、A)及びB)の視点を十分に反映すること。

- A) GaN on GaN 半導体等の技術に関する専門知識を有する有識者等の監修を必ず得た上で、分かりやすい資料等を作成すること。
- B)業務に伴い取得した情報やデータ等を適切に管理し、環境省が指示した場合には安全に漏洩リスクなく破棄する体制を構築すること。

### (1) パワー半導体の現状と課題の整理、将来の国内外の市場規模の推計等

本業務では、GaN on GaN 半導体及びそれ以外の最先端パワー半導体(以下「調査対象最先端半導体」という。)を技術的・産業的観点から定義し、国内外の最新の情報、データ等に基づき、以下の業務を行うこと。

①パワー半導体の現状と課題の整理

国内外の最新の情報等を収集し、今後の市場・産業の育成の観点から、ユーザー企業が求めるパワー半導体の性能や品質・用途や課題等についてまとめること。

②①を踏まえた調査対象最先端半導体の技術特性及び製品化の進展状況の比較 技術特性については、GaN on GaN 半導体に関する国内外の最新の情報を収集し比較 するとともに、GaN on GaN 半導体以外のパワー半導体との比較も行うこと。

製品化の進展状況については、GaN on GaN 半導体の取組を進めている企業等を対象 に調査を行い、得られた情報に基づき整理すること。

③各国の関連政策動向の整理

日本、米国、欧州及び中国における、パワー半導体関連政策(サプライチェーン政策、経済安保政策、技術流出防止政策等)及び調査対象最先端半導体の社会実装の促進のための政策(技術開発、コスト低減等)の動向に係る調査を行い、得られた情報に基づき整理すること。

④調査対象最先端半導体に関する将来の国内外の市場規模の推計

環境省 GaN 事業で開発した技術以外に、製法が異なる既に国内外で製品化されている技術と現在大学、研究機関及び企業で開発中の技術を対象に、国内外の最新の情報等を基にリストアップすること。その上で、各技術特性、研究開発・製造環境整備強化等の市場環境変化、政策動向等を踏まえた将来の国内外の市場規模の推計について、根拠資料に基づいて実施すること。特に、GaN on GaN 半導体については、活用が期待される分野(先行して商用化される用途及び主要な用途の複数製品を想定すること。)を特定した上で行うこと。市場規模の推計時点は、2030 年、2040 年及び 2050 年とする。

- (2) 市場規模推計を踏まえた主要プレーヤーの動向把握・取りまとめ
- (1)で推計した将来の国内外の市場規模を踏まえ、国内外の最新の情報等を基に、 サプライチェーンの段階ごとに国内外で成長が見込まれる主要企業の動向を把握し、取 りまとめること。その際、日本、米国、欧州及び中国の主要地域に大別しつつ、取りま とめの際には、全体像を俯瞰的に把握できる図表等で分かりやすくまとめること。また、 国内から見たサプライチェーン上のリスク評価を行うこと。

また、GaN on GaN 半導体の原料であるガリウムについて、ガリウム及びその化合物の輸入状況や国内の流通状況、リサイクルの状況等を把握し、想定されるリスクを踏まえた安定した調達方策等を検討・整理すること。

さらに、半導体製造で使用される有機フッ素化合物 (PFAS) について、国際的な規制等の動向や代替物質・手法の開発・普及動向、各国及び国内外の関連企業の対応動向等を把握し、想定されるリスクを踏まえた対応策等を検討・整理すること。

(3) 最先端半導体 (GaN on GaN 半導体) の社会実装・普及展開に関する工程案の検討 (1) ~ (2) の調査を踏まえ、GaN on GaN 半導体に関心を持つ国内企業に対して必

要な調査を行い、各種製品等への活用等に関する関心度・期待度、課題等を把握し、今後の GaN on GaN 半導体の社会実装や市場導入等の普及展開に向けた工程(ロードマップ)

案を2030年、2040年及び2050年の状況を想定して検討すること。

検討に当たっては、ケース・オプション(例. GaN on GaN デバイスの種類/最終製品の種類/共用ライン or 専用ライン/Si 系の既存設備の改造・改修 or 新規設備の整備など)を想定し、半導体供給体制、コスト低減見通しの具体化に取り組むこと。

なお、工程案については、次年度以降に更に計画的に更新していく方策として、中長期な工程案策定の考え方と今後予想される技術開発から得られる新たな知見や性能向上、これに伴う市場のニーズ変化や国際的なエネルギー情勢、デジタル化の進展等、更新が必要となる想定される主な要因等とその現況について整理を行うこと。

- (4) GaN on GaN 半導体の社会実装・普及展開に向けた方策案及び効果の検討
- (1)  $\sim$  (3) の調査を踏まえ、以下の項目について方策案を検討・考察し、取りまとめること。
- ①GaN on GaN 半導体の社会実装・普及方策案の検討・整理 環境省 GaN 事業に加えて必要と考えられる、GaN on GaN 半導体の普及方策案を検討 し、取りまとめること。
- ②GaN on GaN 半導体により見込まれる将来のCO2排出量削減効果の推計(評価時期は2030年、2040年と2050年とする。)
- ③GaN on GaN 半導体のサプライチェーン毎の生産規模、見込まれる投資額や投資効果、 雇用創出効果等の検討及び試算
- (5) GaN on GaN 半導体の計画的な技術紹介等の実施 環境省担当官の指示に従い、機密情報の適切な保全を図りつつ、以下の業務を実施す ること。
- ① (1) ~ (4) の調査内容のうち、提供・公表可能な内容の公表 コンテンツの公開に当たっては、調査内容の概要や環境省 GaN on GaN 半導体関連 事業の委託事業者等の記事作成、インタビューの実施及びウェブサイト等への掲載を 想定し、機密情報の保全を図るため、公表概要の内容及び方法については環境者担当 官と協議し決定すること。
- ②GaN on GaN 半導体の紹介が可能なイベント等での一般公開が可能な発表内容の公表 令和6年度に開催される展示会等の各種イベントのうちセミコンジャパン 2024 を 含む3つ程度のイベントを想定し、当該イベントに環境省 GaN on GaN 半導体関連事業 に関して紹介可能な内容を公表すること。詳細は環境省担当官と協議し決定すること。
- ③外部からの問合せ対応、アンケート、ニーズ調査や分析等の実施 専用のメールアドレスを設置し担当者が迅速に対応できる体制を構築すること。問 合せ状況に関しては、エクセルでの業務進捗状況表を作成し、コンタクト状況・内容 に関しては、環境省担当官へ随時報告を行うこと。既存資料で回答可能なものに関し ては、当該事務局から直接回答を行い、検討が必要な内容に関しては環境省担当官に

確認の上、返答を行うこと。

### (6) その他

本業務で集積されたデータの情報整理、整理に基づく関連資料の作成等について環境省担当官の指示に従い実施すること。

また、二次的利用や簡易的な編集等ができるよう著作権上の権限などを整理すること。 具体的には、成果物の中の第三者の著作物が含まれている場合には、受託者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得することとし、利用許諾が得られない場合には、一次資料の提供元についての情報(引用元、問合せ先、使用許諾の申請方法等)を一覧表の電子データ(Microsoft 社 Excel で編集できる形式又は CSV 形式で作成)として提出すること。

なお、一覧表には情報提供者の個人情報等、一般に公開できない情報が含まれる場合 もあるため、他の成果物とは分け、環境省担当官に直接提出すること。

また、本業務における企業動向等は、関係企業等のプレスリリース等を取りまとめ、 環境省担当官と協議の上、定期的に報告すること。

# (7) 報告書の作成

上記(1)から(6)までの内容を取りまとめ、報告書を作成すること。

### 3. 業務履行期限

令和7年3月31日(月) まで

#### 4. 成果物

紙媒体:報告書 11部(A4判 100頁程度)

電子媒体:報告書の電子データを収納したDVD-R 1枚(セット)報告書等及びその電子データの仕様、記載事項等は、別添によること。 提出場所 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

### 5. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。) は、納品の完了をもって受託者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に受託者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。) が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。

- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の 使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。
- 6. 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、委託業務の開始時に、委託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施 方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 受託者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、委託業務において受託者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

- (3) 受託者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において委託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受託者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、委託業務において受託者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5) 受託者は、委託業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf

### 7. その他

- (1) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書の記載内容(人数・回数の増減を含む。) に変更が生じたとき、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (3) 静的コンテンツのみのホームページ作成に当たっては、『みんなの公共サイト運用ガイドライン (2016 年版)』 (総務省)及び「ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン (WCAG) 2.0」の内容を元に策定された JIS X 8341-3:2016 に基づくこと。また、デザインレイアウトにおいては「Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関するガイドライン (平成31年4月18日)」及び『Web サイトガイドブック (平成31年4月18日)』に基づくこと。

上記各ガイドライン等は以下の URL において公開している。

(参考) 「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」

https://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/joho\_tsusin/b\_free/guideline.html (参考) 「ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン (WCAG) 2.0」

※JIS X 8341-3:2016 と内容はおおむね一致しているが、日本語特有の扱い等 JIS 規格のみの記載もある点に留意すること。

https://waic.jp/docs/wcag2/

(参考) 「Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関するガイドライン」 及び『Web サイトガイドブック』

https://cio.go.jp/guides

さらに JavaScript (ECMAScript) を用いる場合には、以下の点に留意すること。

- 第三者製ライブラリの利用に当たってはライセンスを事前に確認の上、著作権 等の権利侵害を起こさないようにすること
- ライブラリのバージョンは可能な限り最新のものを用いることとし、セキュリティ上の脆弱性の報告されているライブラリについては対策の施されているバージョンに更新すること
- 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の発行する『安全なウェブサイトの作り 方』(https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity.html)等を参考に、 既知の種類の脆弱性(クロスサイト・スクリプティングやクッキーからの意図 しない情報漏洩等)に対する対策を講ずること。また運用時も対策漏れの有無 を定期的に確認し、漏れのあった場合は対処を行うこと
- (4) 本業務を行うに当たって、企画競争参加希望者は、必要に応じて「GaN 技術による 脱炭素社会・ライフスタイル先導イノベーション事業」及び「革新的な省 CO2 実現の ための部材や素材の社会実装・普及展開加速化事業」に係る過年度の資料を、所定の 手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望 資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、情報セキュリティ保護等の観点から、提示できない場合がある。

連絡先:環境省地球環境局地球温暖化対課地球温暖化対策事業室 (TEL:03-5521-8339)

# 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮 チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示:印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<a href="https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html">https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html</a>) を参考に 適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

- (1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。
  - ① 環境用語和英対訳集(EIC ネットhttps://www.eic.or.jp/library/dic/)
  - ② 法令用語については、日本法令外国語訳データベースシステムの標準対訳辞書 (https://www.japaneselawtranslation.go.jp/)
- (2) 海外で参照されることを念頭に入力は半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。
  - ・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
  - ・記号はすべて半角。例:「""」→「″″」、「`」「'」→「'」、「-」→「-」
  - ・化学物質は英文名+化学記号(半角の英数字)。1/4 文字にしない。二度目以降は 化学記号のみでも可。例: carbon dioxide (CO2)
  - ・環境省の略称は「MOE」(大文字)

# 2. 電子データの仕様

- (1) Microsoft 社 Windows 10 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
  - ・文章; Microsoft 社 Word (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
  - 計算表;表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
  - ・プレゼンテーション資料; Microsoft 社 PowerPoint (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14) 」以降で作成したもの)
  - ・画像;BMP形式又はJPEG形式
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4)以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケー

ス及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

### 3. 成果物の二次利用

(1)納品する成果物(研究・調査等の報告書)は、オープンデータ(二次利用可能な状態)として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下のURLからダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

(2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト DATA. GO. JP (https://www.data.go.jp/)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明(メタデータ)について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

https://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html

# 4. その他

成果物納入後に受託者側の責めによる不備が発見された場合には、受託者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

# 8 企画書作成事項

企画書は、以下の項目について、別紙様式に従い作成すること。

# (1)業務に対する理解度

本業務に対する理解度を審査するので、多くの主体に気候変動対策技術への関心と理解を深めてもらい、自主的な取組につなげていくため、コンテンツの制作や情報発信を行うこととしているが、本業務に対する専門的知見の有無と理解度を審査するため、上記の目的に沿った事業全体の実施方針を別紙様式Aに従い記述すること。

# (2)業務実施方法等の提案

以下の提案事項について、別紙様式Bに従い記述すること。

- ①業務の骨子(1)に記述した①~④の業務の実施方法について具体的に記載すること。
- ②業務の骨子(2)に記述した市場規模推計を踏まえた主要プレーヤーの動向把握・取りまとめについて、その内容や方法を具体的に記載すること。
- ③業務の骨子(3)に記述した GaN on GaN 半導体の社会実装や市場導入等の普及展開に向けた工程(ロードマップ)案の作成方法を具体的に記載すること。
- ④業務の骨子(4)に記述した GaN on GaN 半導体の社会実装・普及展開に向けた方策 案の検討方法について具体的に記載すること。
- ⑤業務の骨子(5)に記述した GaN on GaN 半導体の計画的な技術紹介等の実施について、その内容や方法を具体的に記載すること。

### (3)業務実施フロー

業務実施フローを別紙様式Cに従い記述すること。

### (4)業務実施体制

配置予定の管理技術者の経歴、手持ち業務等を別紙様式D-1に、業務の内容ごとの業務従事者の配置、役割分担等を別紙様式D-2に従い、記述すること。

### (5) 業務実績

過去5年間における気候変動対策に係る普及・広報、コンテンツ制作に関する業務の 実績について、別紙様式Eに従い記述すること。

- (6) 組織のカーボンニュートラル実現に向けた取組状況
  - 以下の事項について、別紙様式Fに従い記載すること。
  - ①2050 年又はそれ以前のカーボンニュートラル達成など、設定している温室効果ガスの排出削減目標。
  - ②デコ活応援団への参画及びデコ活宣言の実施の有無、デコ活に関する取組状況。

# (7) 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

別紙様式Gに従い、事業者の経営における主たる事業所(以下「本社等」という。)でのISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得の有無を記載し、有の場合は当該認証の名称を記載するとともに、証明書の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。

又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステムの設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

# (8) 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

別紙様式Hに従い、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用推進法」という。)に基づく認定等(プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定)の有無を記載し、有の場合は当該認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認定等の期間中であること。

# 業務に対する理解度

本業務の事業全体の実施方針をご提案くだ	ごさい	١,
---------------------	-----	----

(※) 本様式はA4版2枚以内とする。

# 業務の実施方法等の提案

1	. 業務の骨子(1)について
	業務の骨子(1)に記述した①~④の業務の実施方法について具体的に記載してください。
2	. 業務の骨子 (2) について
	業務の骨子(2)に記述した市場規模推計を踏まえた主要プレーヤーの動向把握・取りまとめについて、その内容や方法を具体的に記載してください。
3	. 業務の骨子(3)について
	業務の骨子(3)に記述した GaN on GaN 半導体の社会実装や市場導入等の普及展開に向けた工程(ロードマップ)案の作成方法を具体的に記載してください。

4.	業務の骨子	(4)	について

業務の骨子(4)に記述した GaN on GaN 半導体の社会実装・普及展開に向けた方策
案の検討方法について具体的に記載してください。

# 5. 業務の骨子(5) について

業務の骨子(5)に記述した GaN on GaN 半導体の計画的な技術紹介等の実施について、その内容や方法を具体的に記載してください。

注 本様式は全項目合計でA4版9枚以内に記載すること。

# 業務全体の実施フロー

時期	業務内容

注 本様式はA4版1枚に記載すること。

# 業務実施体制 (配置予定管理技術者)

# 管理技術者

氏	名					生年月	月日						
所	属						経験年	数(うち	本業務	の類	似業績	め 従事年	F数)
役	膱								年	(			年)
学	歴												
(卒)	業年次	/学核	泛種別/専	攻)									
	従事技術分野の経歴(直近の順に記入)												
1)						年	月~	年	月	(	年	ヶ月)	
2)						年	月~	年	月		年	ヶ月)	
3)						年	月~	年	月	(	年	ヶ月)	
	主な	手持	ち業務の	<b>伏況</b> (	手持ち業	美務の総	数:	年 月	日現	在		件)	
業	務	名	多	ě 注	機関	]	).	覆行期間			契	約金額	
					<b>+</b>	ナンポュケゴ	<b>→</b>						
<b>光</b> 级,						な業務第							
業務						_	力金額 丁期間						
発注	残敗 務の概	<u> </u>				// // // // // // // // // // // // //	別則						
〇未4	分りが	女											
					保	有資	格						
〇主	な資格	(技		)	P 1 *	14 25	, H						
	>		5. 2 /										

- 注1 本様式はA4版1枚に記載すること。
- 注2 手持ち業務は、契約金額が500万円以上の業務を対象とし、受注決定後未契約の ものがある場合は、参考見積金額を契約金額と想定するものとすること。

# 業務実施体制 (業務従事者の配置、役割分担等)

- 注1 本様式はA4版1枚以内とする。
- 注2 業務の内容ごとに担当するチームの構成、役割分担、配置予定者の氏名、役職及び 簡単な経歴を記載し、またそのメンバーとした理由を併せて記載する。

# 過去5年間における気候変動対策に係る普及・広報、コンテンツ制作に関する業務の実績

業 務 名	1	
発 注 機 関		
(名称、住所)		
(受託企業名)		
(受託形態)		
履行期間		
業務の概要		
技術的特徴	t	
予定管理技術者の		
従事の有無	Ę	

- 注1 本様式は、A4版4枚以内に記載すること。
- 注2 業務名は10件まで記載できるものとする。
- 注3 受託形態の欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。
- 注4 業務の概要の欄には、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。
- 注5 技術的特徴の欄には、本業務に関連する点を記載すること。
- 注6 実績を証明するものとして、元請の場合は契約書写し、下請の場合は注文・請書写しを添付すること。

# 組織のカーボンニュートラル実現に向けた取組状況

(	(1)	) 温室効果ガス	の排出削減	日煙の設定
١		/ 1IIII. <del>   </del>	∨ J 19 F I I I I I 11/PX	ロカマノロメル

(作成注) 2050 年又はそれ以前のカーボンニュートラル達成など、提案者が設定してい	る
LL室効果ガスの排出削減目標を記載すること。目標は原則として公表しているものとし	<b>~</b>
当該目標が掲載されているウェブページの URL を記載又は該当資料を添付すること。	

# (2) デコ活の実施の実施状況

(作成注) デコ活に関する取組状況は、デコ活応援団での活動状況、デコ活宣言の内容、 「取組、製品・サービス」の登録内容等について記載すること。

【参考】デコ活ウェブサイト: <a href="https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/">https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/</a>

デコ活応援団への参画	有 · 無
デコ活宣言の実施	有(宣言日:令和〇年〇月〇日) ・ 無
デコ活に関する取組状況	

注1(1)と(2)合計でA4判1枚以内とする。

# 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

(①現在認証中である場合、②現在まで認証を受けたことがない場合又は③過去に認証 を受けたことはあるが現在環境マネジメントシステムを継続していない場合)

認証の有無:	
認証の名称:	(認証期間:○年○月○日~○年○月○日)

- 注1 現在認証中である場合、証明書の写しを添付すること。
- 注2 認証は、事業者の経営における主たる事業所(以下「本社等」という。)において取得しており、かつ、提案書提出時点において期間中であるものに限る。

(現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合)

過去に受けていた認証の名称:

(認証期間:○年○月○日~○年○月○日)

現在の環境マネジメントシステムの名称:

- 注1 過去に認証を受けた証明書及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等 に係る規則等の写しを添付すること。
- 注2 証明書及び規則等は、本社等において取得し、又は設置、運営等しているものに限る。

# 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

認定等の有無:		
認定等の名称:	(認定段階: (計画期間:○年○月○日~○年○月○日	)

- 注1 プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定については認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画(策定義務のない事業主(常時雇用する労働者が100人以下のもの)が努力義務により届出たものに限る。)については労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付すること。
- 注2 くるみん認定については認定等の名称に新基準(改正後認定基準(令和4年4月1 日施行)により認定)のものであるか旧基準(改正前認定基準又は改正省令附則第2 条第5項の経過措置により認定)のものであるか明記すること。
- 注3 認定段階についてはえるぼし認定の認定段階(1~3)を、計画期間については女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。
- 注4 本社等において取得しており、かつ、企画書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。
- 注 5 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書の写しを添付すること。

# 委託契約書(案)

支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 秦 康之(以下「甲」という。)は、〔相手方商号・名称、代表者役職・氏名・適格請求書発行事業者登録番号(Tから始まる 13桁の番号)〕(以下「乙」という。)と令和6年度最先端GaN基板を利用した半導体技術の導入促進に関する市場規模調査・技術紹介等委託業務(以下「委託業務」という。)について、次の条項により契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき委託業務を行うものとする。

(委託費の金額)

第2条 甲は、乙に金〇〇円(うち消費税及び地方消費税の額〇〇円・消費税率 10%・課税対象額〇〇円)を超えない範囲内で委託業務に要する費用(以下「委託費」という。)を支払う。

(履行期限及び納入場所)

第3条 履行期限及び納入場所は次のとおりとする。

履行期限 令和7年3月31日(月)

納入場所 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(再委託等の制限)

第5条 乙は、業務の全部若しくはその主たる部分の処理を他人(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承認を得たときはこの限りではない。

(監督)

- 第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。
- 2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

(報告書の提出)

- 第7条 乙は、この委託業務が完了したときは、環境省委託契約事務取扱要領(平成13年環境省訓令第27号。以下「要領」という。)による委託業務完了報告書(以下「報告書」という。)を作成し、第3条に定める履行期限までに甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、第3条に定める履行期限の経過後30日以内又は委託業務実施年度の翌年度の 4月10日のいずれか早い日までに、委託業務の成果を記載し、委託費の支出内容を明 らかにした委託業務精算報告書を要領により作成して、甲に提出しなければならない。

(検査) 参考

第8条 甲は、前条第1項の報告書を受理したときは、受理した日から起算して10日以 内又は委託業務実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、完了した委託業務が契 約の内容に適合したものであるかどうかを検査し、委託業務の完了を確認しなければな らない。

# (委託費の額の確定)

- 第9条 甲は、前条の規定に基づく検査の結果、乙の実施した委託業務の内容が契約に適合すると認めたときは、第7条第2項の委託業務精算報告書に基づき委託費の額を確定し、乙に通知する。
- 2 前項の委託費の確定額は、委託業務に要した経費の支出済額と第2条に規定する委託 費の金額のいずれか低い額とする。

# (委託費の支払い)

- 第10条 乙は、前条第1項の規定による通知を受けた後に、委託費の支払いを請求する ものとする。
- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、概算払に係る環境大臣と財務大臣との協議が整った場合においては、必要があると認められる金額について、乙の請求により概算払をすることができるものとする。この場合乙は、委託業務の進捗状況及び必要経費を明らかにし、要領による概算払請求書とともに甲に提出するものとする。
- 3 官署支出官は、第1項又は第2項の規定による適法な請求書を受理した日から起算して30日以内(以下「約定期間」という。)に委託費を支払わなければならない。

# (支払遅延利息)

第11条 甲は、前条第3項の約定期間内に委託費を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

# (過払金の返還)

第12条 乙は、既に支払を受けた委託費が、第9条第1項の委託費の確定額を超えると きは、その超える金額について、甲の指示に従って返還しなければならない。

# (仕様書の変更)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を乙に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (業務の中止等)

- 第14条 天災地変その他やむを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、 乙は、甲と協議の上契約の解除又は変更を行うものとする。
- 2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から第12条までの規定に準じ精算

(契約の解除)

- 第15条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は 一部を解除することができる。
  - 一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがない と認められるとき。
  - 二 乙が第5条、第24条又は第24条の2若しくは第30条の規定に違反したとき。
  - 三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正な行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。
  - 四 履行期限内に報告書の提出がなかったとき。
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約 を解除することができる。
  - 一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
  - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
  - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
  - 一 暴力的な要求行為
  - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
  - 五 その他前各号に準ずる行為
- 4 甲は、前三項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、既に支払った 委託費の全部又は一部の返還を、期限を定めて乙に請求することができる。

# (再受任者等に関する契約解除)

- 第16条 乙は、契約後に再受任者等(再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同 事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手 方をいう。以下同じ。)が第15条第2項及び第3項の一に該当する者(以下「解除対 象者」という。)であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除 し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任 者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任 者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講

### (違約金等)

- 第17条 次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約 金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
  - 一 甲が第15条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除したとき。
  - 二 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第 75号)の規定により選任された破産管財人が契約を解除したとき。
  - 三 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法 律第154号)の規定により選任された管財人が契約を解除したとき。
  - 四 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等が契約を解除したとき。
  - 五 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
  - 六 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令 (これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」と いう。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に 対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当 該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、こ の契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行とし ての事業活動があったとされたとき。
  - 七 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - 八 この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲が その超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

#### (損害賠償)

第18条 甲は、第15条又は第16条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、 これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。 (延滞金) 参考

第19条 乙は、第15条第4項若しくは第22条の規定による委託費の返還又は第17条の規定による違約金等の支払いを甲の指定する期間内に行わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

# (表明確約)

- 第20条 乙は、第15条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、 将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第21条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼう ゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」とい う。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとと もに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要 な協力を行うものとする。

### (担保責任)

第22条 甲は、仕様書による成果物を受理した後1年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った委託費の一部を返還させることができるものとする。

# (著作権等の継承)

第23条 乙が委託業務の実施により取得した著作権等の無体財産権は、委託業務の終了 とともに甲が継承するものとする。

### (秘密の保全)

- 第24条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし又は他の 目的に利用してはならない。
- 2 乙は、あらかじめ書面による甲の承認を得た場合のほかは、委託業務の結果について 発表又は出版等結果の公表を行ってはならない。

### (個人情報の取扱い)

- 第24条の2 乙は、甲から預託された個人情報(生存する個人に関する情報であって、 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その 他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情 報と照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。) 及び特定個人情報(マイナンバー(個人番号)をその内容に含む個人情報をいう。)(以 下、「個人情報」という。)については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなけ ればならない。
- 2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を再委任等する場合は、事前に 甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のため に必要な措置と同様の措置を当該再受任者等も講ずるように求め、かつ当該再受任者等 が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない、承認を得た再受任者等の変更

及び再受任者等が再々委任等を行う場合についても同様とする(以下、承認を得た**稼**養任者等を単に「再受任者等」という。)。

- 3 乙は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。
- 4 乙は個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派 遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
- 5 乙は、個人情報を取り扱う従事者の明確化、従事者に対する監督・教育を行うものと する。
- 6 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合 はこの限りでない。
  - 一 甲から預託された個人情報を第三者(前項記載の書面の合意をした再受任者等を除く。)に提供し、又はその内容を知らせること。
  - 二 甲から預託された個人情報について、甲が示した利用目的(特に明示がない場合は本契約の目的)の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
  - 三 特定個人情報を取り扱う業務において、乙(再受任者等があるときは再受任者等を 含む。)の事務所、事業場等から外部に特定個人情報を持ち出すこと。
- 7 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び 実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について 定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個 人情報の適切な管理(再受任者等による管理を含む。)のために必要な措置を講じなけ ればならない。
- 8 甲は、個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、 所属の職員に、乙(再受任者等があるときは再受任者等を含む。)の事務所、事業場等 において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について実地検査等 の調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。
- 9 乙は、業務の完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報が含まれる紙媒体及 び電子媒体(これらの複製を含む。)が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は 破砕、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難及び判読不可能な方法により廃 棄若しくは消去し、その旨を書面により甲に報告しなければならない。ただし、甲が別 段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。
- 10 乙は、甲から預託された個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人(個人情報により識別されることとなる特定の個人)への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。
- 11 乙は、甲から預託された個人情報以外に、業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。
- 12 乙は、乙又は再受任者等の責めに帰すべき事由により、業務に関連する個人情報(甲から預託された個人情報を含む。)の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。

13 本条の規定は、本契約又は業務に関連して乙又は再受任者等が甲から預託され参考は自ら取得した個人情報について、業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

# (再委託等契約内容の制限)

第25条 乙は、第5条の規定により再委託を承認された場合に乙が行う委託契約中に前 二条と同様の規定を定めなければならない。

### (帳簿等)

- 第26条 乙は、委託費について帳簿を備え、これに収入支出の額を記載し、その出納を 明らかにしておかなければならない。
- 2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、委託業務の精算が完了した 日又は中止(廃止)の承認を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5 年間保存しなければならない。

# (委託業務の調査)

第27条 甲は、必要があると認めたときは、職員に命じて、委託業務の実施状況、委託 費の使途その他必要な事項について、乙から報告を求め、又は実地に調査できるものと する。

### (財産の管理)

- 第28条 乙は、委託費により財産を取得した場合は、第7条第1項の規定による報告書を提出するまで又は甲が提出を求めたときに甲に届け出なければならない。
- 2 乙は、委託費により取得した財産を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければ ならない。
- 3 この委託業務を実施するに当たって委託費により取得した財産(以下「取得財産」という。)の所有権(取得財産に係るその他の権利を設定した場合は、これらの権利を含む。以下同じ。)については、委託業務が完了又はこの契約を解除するまでの間、乙にこれを帰属させるものとする。
- 4 乙は、第1項の財産のうち甲が指定するものについて、委託業務を完了し若しくはこの契約を解除し又は甲が返還を求めたときは、甲の指示に従い、これを甲に返還しなければならない。この場合において、所有権は乙から甲に移転するものとする。

### (財産管理に係る費用の負担等)

第29条 乙は、委託業務の完了の時期までの間、取得財産の維持、保管等に係る費用を 負担するとともに、当該財産に起因する事故によって当該財産を所有する乙以外の第三 者が損害を受けた場合には、その責任を負わなければならない。

### (債権譲渡の禁止)

- 第30条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を 得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及 び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融 機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の 効力は、甲が、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2に基づ

き、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。参考

(紛争又は疑義の解決方法)

第31条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 東京都千代田区霞が関1-2-2 氏 名 支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 秦 康之 印

乙 住 所 ○○氏 名 ○○帮録番号 T